

野田市教育大綱

平成 2 7 年 1 0 月

野 田 市

目 次

第 1 章 大綱の策定について

- 1 大綱策定の趣旨
- 2 大綱の名称
- 3 野田市教育大綱の策定の考え方
- 4 野田市教育大綱の実施期間
- 5 野田市教育大綱の見直しについて
- 6 野田市教育大綱の推進について

第 2 章 野田市教育大綱

第1章 大綱の策定について

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という）が、平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされました。この法第1条の3の趣旨に基づき、野田市の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の目標、「大綱」を定めることとします。

2 大綱の名称

大綱の名称は、法では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とされており、自治体によっては、「教育大綱」、「教育の振興に関する施策の大綱」、「教育の施策の大綱」「教育に関する大綱」などの名称を使用しています。野田市においては、簡潔でわかりやすい「野田市教育大綱」という名称を使用することとします。

3 野田市教育大綱の策定の考え方

野田市においては、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、野田市教育大綱の策定に当たっては、野田市行政改革大綱（平成27年4月改訂）に示された考えた方に基づき、平成27年5月27日に開催された第1回総合教育会議において決定された方針、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する」によって策定することとしました。

この基本方針は、教育委員会が、野田市総合計画の基本目標3未来を拓く「文化とのふれあいのまち」の基本方針、学校教育の充実、生涯学習の充実、青少年の健全育成、人権教育の充実を踏まえ、毎年、策定しているものです。

この基本方針において定めた目標1から3が、大綱の内容とされる、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」に該当すると考えられることから、この目標1から3をもって野田市教育大綱とします。

4 野田市教育大綱の実施期間

大綱が対象とする期間は、法では定められていませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育基本振興計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているとされている（文部科学省通知）ことから、野田市教育大綱が対象とする期間は5年間とします。

5 野田市教育大綱の見直しについて

野田市教育大綱の対象とする期間は5年間としますが、本市の総合計画や今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

6 野田市教育大綱の推進について

今後、野田市教育大綱に定めた目標を達成するために、引き続き毎年、野田市教育委員会基本方針を定め、目標達成のために施策を実施します。その取組状況について、法第26条に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果を施策の執行に反映させます。

第2章

野田市教育大綱

次の世代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりの市民が豊かな人生を送ることができるように、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような教育環境の充実を推進し、野田市総合計画（２００１－２０１５）に掲げる、未来を拓く「文化とのふれあいのまち」を実現するために、目標１から３を野田市教育大綱とする。

【目標１】

学校と地域社会が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。

重点施策

- ・ 確かな学力の向上
- ・ 安全安心な学校づくり
- ・ 特別支援教育を推進
- ・ いじめ防止対策を推進
- ・ 地域との連携の推進
- ・ 学校の施設整備の充実
- ・ 安全安心な施設整備の推進

【目標２】

一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。

重点施策

- ・ 生涯学習の充実
- ・ 史跡や文化財の保存と活用
- ・ 伝統文化の継承
- ・ スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実
- ・ 文化の発信と振興
- ・ 図書館機能の充実
- ・ 生涯学習施設・設備の充実

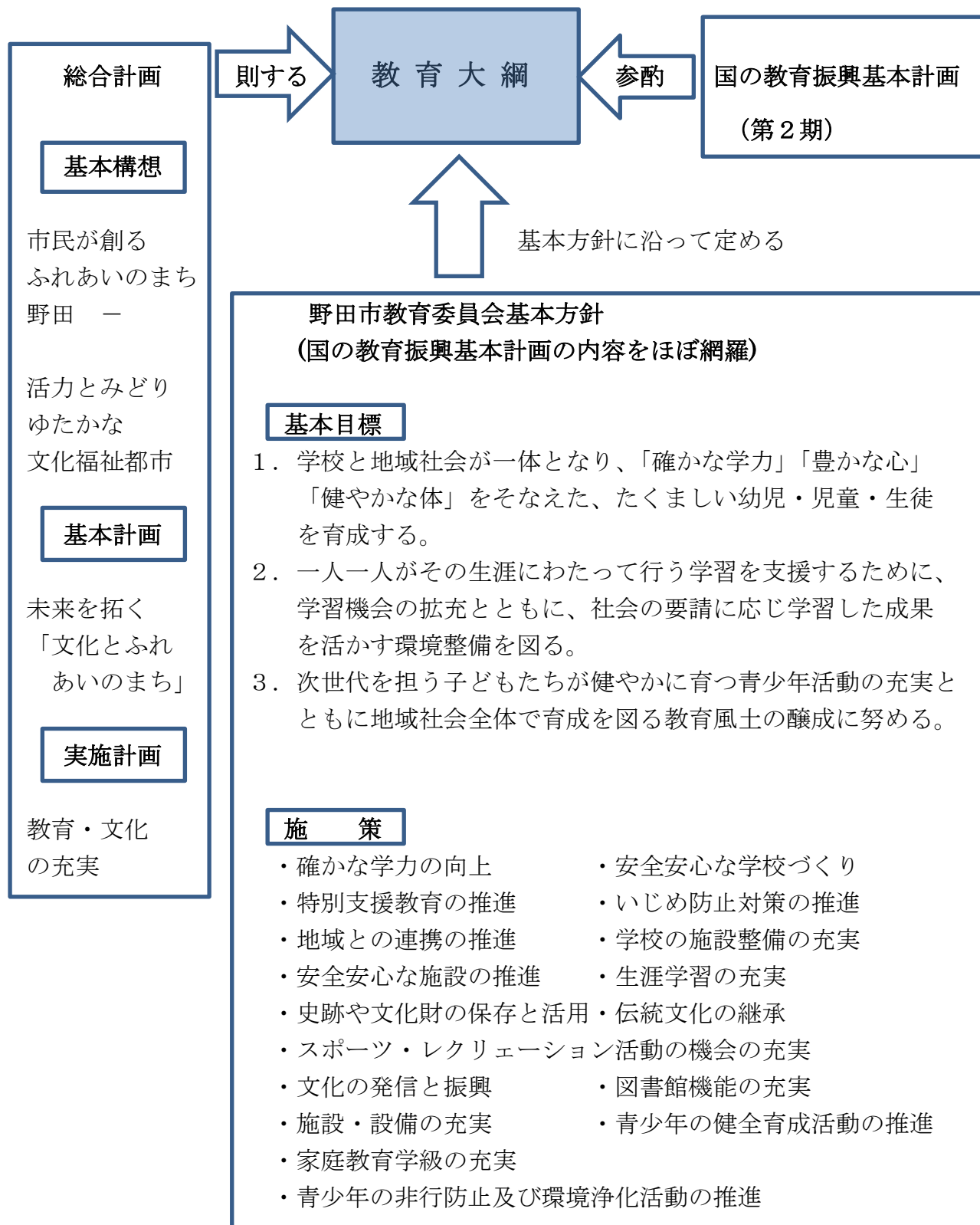
【目標３】

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。

重点施策

- ・ 青少年の健全育成活動を推進
- ・ 家庭教育学級の充実
- ・ 青少年の非行防止及び環境浄化活動

【体系図】



平成27年10月30日策定
野田市